

浜松市
鴨江分庁舎
エネルギー管理標準

制定

平成26年3月20日

改定

浜松市

目 次

■エネルギー管理基本規定

1. 施設の概要	1
2. 適用範囲	2
3. 用語の定義	2
4. エネルギー管理方針	3
6. 職員の教育・訓練	4
7. エネルギー管理標準の見直し	4

■個別管理標準

1. 原単位管理標準	5
2. 空調設備(個別エアコン)管理標準	6
3. 空調熱源設備管理標準	8
4. 換気設備管理標準	11
5. 給湯設備管理標準	12
6. 照明設備管理標準	13
7. 受変電設備管理標準	15
8. 事務用機器管理標準	16

■エネルギー管理基本規定

1. 施設の概要

(1) 施設の特徴

住所	浜松市中区鴨江3-1-10		
敷地面積	1,112㎡	建築延べ面積	2,976㎡
主要用途	事務所	建物規模	鉄筋コンクリート造4階建
竣工年月	昭和48年1月1日		

(2) 設備概要

・電気設備主要機器

電灯用変圧器1台(100kVA)、動力用変圧器2台(75kVA、150kVA)、非常用発電機1台(55kVA)

・熱源設備主要機器

水冷チラー1台、ボイラー1台

・空調・衛生設備主要機器

エアハンドリングユニット2台(事務所棟・シルバー棟)、パッケージエアコン、ルームエアコン

・昇降機設備主要機器

・その他設備

ガス湯沸器5台(20L)、ビルエネルギーマネジメントシステム

参考資料

・デマンド警報時の対応マニュアル

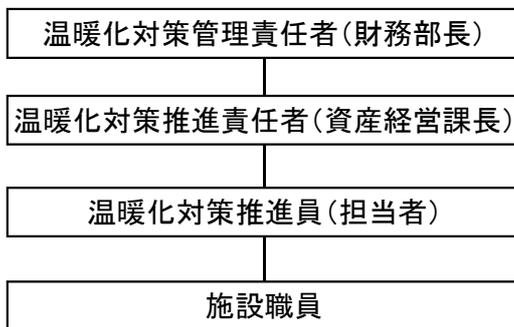
2. 適用範囲

(1) エネルギー管理標準制定の目的

本管理標準は、当該施設の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)」に適合したエネルギー管理標準(以下「管理標準」という。)を文書化したものである。

(2) 適用範囲

- (ア) 当該施設において消費される電力、ガス燃料等すべてのエネルギーに適用する。
- (イ) 当該施設における施設運營業務に適用する。
- (ウ) 当該施設における管理組織図は、下記のとおりとする。



(3) 運用方法

本管理標準の制定、改定及び周知については、以下のとおりとする。

- (ア) 施設所管課の温暖化対策推進員が立案し、温暖化対策推進責任者の承認を受けて発効する。
- (イ) 当該施設の職員は、本管理標準について改定の必要があるときは、施設所管課の温暖化対策推進員に改定の要求を行うことができる。
- (ウ) 制定及び改定された事項は記録に残す。
- (エ) 改定の内容は施設職員全員に周知する。

3. 用語の定義

用語の定義は省エネ法及び浜松市役所温暖化対策マネジメントマニュアルに準拠する。

4. エネルギー管理方針

(1) 浜松市役所温暖化対策基本方針における取組事項の決定

施設所管課の温暖化対策推進員は、当施設内の業務及び下記事項を考慮して浜松市役所温暖化対策基本方針における取組事項を定め、これを文書化する。また、取組事項の周知は、温暖化対策推進責任者の指示により行う。

- (ア) 業務の性質及び規模に対して適切であること。
- (イ) 継続的改善及び職場環境の維持改善に関する配慮がなされていること。
- (ウ) 関連する法規制及び浜松市の方針に則していること。

(2) 省エネルギー目標の設定

(ア) 中期目標

5か年計画の中期目標を設定する。目標設定に当たっては、日常管理による省エネルギー活動及び投資を伴う省エネルギー計画の予想効果を織り込むものとする。

(イ) 年度目標

中期目標を年度目標に区分し、これを可能な範囲でエネルギーの用途別に分類する。目標は電力、燃料について設定する。

(3) 体制及び責任

施設所管課の温暖化対策推進責任者は、温暖化対策推進員を指名する。温暖化対策推進員は、省エネルギー活動を効果的に実施するため、以下の項目について責任及び権限を有する。

- (ア) エネルギー使用状況の記録
- (イ) エネルギー使用設備の維持管理
- (ウ) エネルギー使用設備の設置及び改廃状況の記録
- (エ) 対象設備の改廃計画及び予算案の作成
- (オ) 管理標準の制定・改廃に関する立案
- (カ) 省エネルギーに関する啓発活動

5. 職員の教育・訓練

(1) 教育・訓練計画の策定

(ア) エネルギー管理に関する職員の教育・訓練計画は、施設管理会議が策定する。

(イ) 教育、訓練計画の内容は下記のとおりとする。

- ・ 省エネ法の概要及び同法に定められたエネルギー管理に関する事項
- ・ 当施設の管理標準の内容と運用に関する事項
- ・ 当施設全体及び用途別のエネルギー使用状況に関する事項
- ・ 日常業務において、省エネルギーを図るために留意し、実行すべき事項
- ・ 省エネルギーに関する改善提案に関する事項
- ・ その他省エネルギーに関する事項

(2) 教育、訓練の実施方法

(ア) 集合教育

教育・訓練計画に基づき、集合教育を行う。

(イ) 朝礼などミーティングの場の利用

省エネルギーに関する情報交換、省エネルギー活動の実績報告などによって、省エネルギー意識を高め、達成感の共有を図る。

(ウ) 掲示、社内報等の文書の利用

省エネルギー目標と実績の対比、部門別の省エネルギー活動状況、施設管理委員会の審議状況などを文書によって周知する。

6. 管理標準の見直し

(ア) 本管理標準が、実情に則して適切、かつ妥当であるように毎年度末に見直しを行い、必要であれば改定し継続的に維持改善を図る。

(イ) 改定の手順は、前出の2(3)項「運用方法」に定める通りとする。

改定履歴

改定年月日	改定内容	作成者	承認者

省エネ法に基づく エネルギー管理標準		原単位管理標準		整理番号	個-1
				ページ	1/1
<p>1. 目的 この管理標準は、鴨江分庁舎のエネルギー管理を適切に実行して省エネルギーを実現するために、原単位管理標準を設定することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 鴨江分庁舎全般に関するエネルギーの原単位管理に適用する。</p>					
項目	内 容			管理基準	
エネルギーの管理標準	<p>1. エネルギー原単位の管理</p> <p>(1) 省エネルギー目標 省エネルギー目標の基本は原単位によるものとし、エネルギー使用の絶対量の管理は原単位管理を補完するものとする。</p> <p>(2) 床面積当たり原単位 床面積当たりのエネルギー使用量を原単位とする。 ・エネルギー消費原単位: 下記のとおりエネルギー区分別に原油換算し、合算した上で床面積で除して算出する。 <電気(昼間)>使用量(kWh) × 9.97(MJ/kWh) × 0.0000258(KL/MJ) <電気(夜間)>使用量(kWh) × 9.28(MJ/kWh) × 0.0000258(KL/MJ) <灯 油>使用量(L) × 36.7(MJ/L) × 0.0000258(KL/MJ) <都市ガス>使用量(m³) × 46.1(MJ/m³) × 0.0000258(KL/MJ)</p>			<p>原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する。</p> <p>(平成24年度実績) 20.2L/m² (床面積: 2,976m²) (40.0KL) (6.3KL) (13.1KL) (0.6KL) (合計: 60.0KL)</p>	
	<p>2. エネルギー使用の絶対量の管理 エネルギーの種類別、用途別に絶対量を管理する。データはグラフ化して、問題点を分かりやすくし、かつ、経年的な推移を見る。</p> <p>(1) 電気 ・電気(昼間)の年間使用量 ・電気(夜間)の年間使用量</p> <p>(2) 燃料 ・灯油の年間使用量 ・都市ガス13A の年間使用量</p>			<p>(平成24年度実績) 155,376kWh/年 26,267kWh/年 13,800L/年 488m³/年</p>	
改定履歴					
改定年月日	改定内容			作成者	承認者

省エネ法に基づく エネルギー管理標準	空調設備(個別エアコン)管理標準		整理番号 個-2 ページ 1/2
<p>1. 目的 この管理標準は、鴨江分庁舎に設置された空調設備のうち、熱源を含まない空調設備(パッケージエアコン、ルームエアコン等)の管理を適切に実行して省エネルギーを実現するために、運転管理、計測・記録、保守・点検等について定め、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 鴨江分庁舎に設置された対象設備全てについて適用する。</p>			
項目	内容	管理基準	省エネ法 判断基準
運転管理	<p>1. 空調区画</p> <p>(1) 部屋の使用状況によって空調の使用・不使用を区別する。</p> <p>(2) 室内機の設置箇所の状況に応じた設定温度に調整する。</p> <p>2. 基準温度(室内温度)</p> <p>(1) 夏季:冷房</p> <p>(2) 冬季:暖房</p> <p>(3) 中間期:窓の開放による外気冷房とする。</p> <p>3. 基準湿度(室内湿度)</p> <p>(1) 通年</p> <p>4. 運転期間</p> <p>(1) 夏季:冷房</p> <p>(2) 冬季:暖房</p> <p>5. 運転時間</p> <p>(1) 基準温度を超えている場合に時間内で運転を行う。</p> <p>6. 外気負荷の削減</p> <p>(1) 空調使用時の換気は必要最小限とする。</p> <p>(2) 開放部からの外気流入を抑制する。</p>	<p>28℃ 19℃</p> <p>40%～70% (冬季は50% 以上を推奨)</p> <p>7月1日～ 9月15日 ※基準温度 を上回る場 合は6月中 旬から運転</p> <p>12月1日～ 3月31日 ※基準温度 を下回る場 合は11月下 旬から運転</p> <p>8:15～17:15 ※時間外に 運転する場 合は環境政 策課に申請 を行う</p>	1.(1)①ア

省エネ法に基づく エネルギー管理標準		空調設備(個別エアコン)管理標準		整理番号 個-2
				ページ 2/2
項目	内容	管理基準	省エネ法 判断基準	
運転管理	<p>7. 屋外からの入熱・出熱の抑制</p> <p>(1) ガラス窓からの入熱・出熱を遮蔽するため、ブラインドやカーテンを利用する。</p> <p>(2) 冬季については、できる限り日射を取り入れて暖房負荷を低減する。</p> <p>8. 室内機の適正管理</p> <p>(1) 吹出し口前に障害物を設置しないようにする。</p> <p>9. 室外機の適正管理</p> <p>(1) 夏季はすだれ等を設置し、日射を遮る。ただし、風通しを妨げないこととする。</p> <p>(2) 室外機周辺に障害物を設置しないようにする。</p> <p>10. 待機電力の削減</p> <p>(1) 未使用の空調機はブレーカーを切り、待機電力を削減する。ただし、今後の利用を考慮して、点検業者と相談の上で実施する。</p>			
計測・記録	<p>1. 室内温湿度の計測・記録</p> <p>(1) 設定値の適正化のため、1点以上の計測箇所を定め、温度及び湿度の計測・記録を行う。</p>	2回/月 ※「鴨江分 庁舎管理標 準点検記録 表」に記載	1.(1)②ア	
保守・点検	<p>1. 空調機の保守・点検</p> <p>(1) 夏季・冬季の空調機使用開始時に室外機熱交換フィンの汚れ、腐食等について点検を行う。また、室内機フィルターを点検し、汚れがある場合には清掃を行う。</p>	2回/年 ※「空調機 点検表」を 確認	1.(1)③ア	
新設措置	<p>1. 高効率設備の導入</p> <p>(1) 空調設備の更新時には、高効率設備の導入を検討する。</p> <p>2. 断熱製品の導入</p> <p>(1) 空調効率を高めるため、断熱フィルムやペアガラスなどの断熱製品の導入を検討する。</p>		1.(1)④ア	
改定履歴				
改定年月日	改定内容	作成者	承認者	
2015/3/31	室内温湿度の計測頻度を週1回から月2回に変更。	市川	岡田	

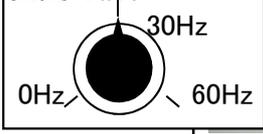
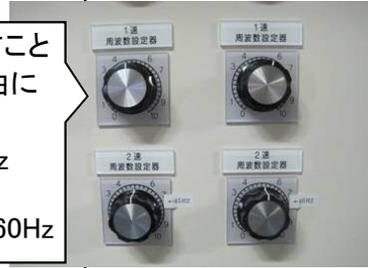
浜松市鴨江分庁舎エネルギー管理標準

省エネ法に基づく管理標準		空調・熱源設備管理標準		整理番号: 個-3
				ページ: 1/3
<p>1. 目的</p> <p>この管理標準は、鴨江分庁舎の空調熱源設備の管理を適切に実行して省エネルギーを実現するために、運転管理、計測・記録、保守・点検について定め、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>鴨江分庁舎に設置された対象設備全てについて適用する。</p>				
項目	細目	内容	省エネ法判断基準	管理基準
空調区画	運転管理	<p>以下の基準に従い、運転管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調区画の限定 ・室内温度 ・室内湿度 ・運転期間(夏季) ・運転期間(冬季) ・運転時間 ・CO₂濃度 ・空調設備の運転時間 ・ガラス窓からの入出熱遮蔽 ・外気の有効利用 	<p>(1)-①-ア</p> <p>(1)-①-ア</p> <p>(1)-①-ア</p> <p>(1)-①-ア</p> <p>(1)-①-ア</p> <p>(1)-①-ア</p> <p>(1)-①-ア</p> <p>(1)-①-ア</p> <p>(1)-①-ア</p>	<p><AHU-1> 事務所棟(1階、2階、3階)</p> <p><AHU-2> シルバー棟(1階、2階)</p> <p>冷房28℃ 暖房19℃</p> <p>40～70%</p> <p>7月1日～9月15日 ※基準温度を上回る場合は6月中旬から運転</p> <p>12月1日～3月31日 ※基準温度を下回る場合は11月下旬から運転</p> <p>8:15～17:15 ※時間外に運転する場合は環境政策課に申請を行う</p> <p><空調使用時期> 800ppm～1,000ppm</p> <p>8:15～17:15</p> <p>夏季はブラインドを使用して日射を遮蔽 中間期は窓を開放し自然換気を実施</p>
	計測・記録	<p>以下の基準に従い、定期的に計測・記録を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内温度・湿度 ・CO₂濃度 	<p>(1)-②-ア</p> <p>(1)-②-ア</p>	<p>2回/月</p> <p>2回/月</p> <p>※「鴨江分庁舎管理標準点検記録表」に記載</p>

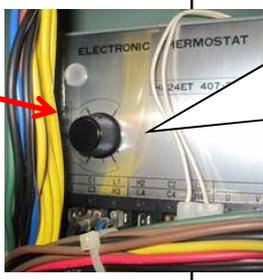
浜松市鴨江分庁舎エネルギー管理標準

省エネ法に基づく管理標準		空調・熱源設備管理標準		整理番号: 個-3
				ページ: 2/3
項目	細目	内容	省エネ法判断基準	管理基準
エアハンドリングユニット	運転管理	以下の基準に従い、運転管理を実施する。 ・インバータ周波数	(1)-①-ア	<AHU-1>30Hz <AHU-2>34Hz ※デマンド警報時はどちらも28Hzに抑制
	計測・記録	以下の基準に従い、定期的に計測・記録を実施する。 ・電流値	(1)-②-イ	2回/月 ※「鴨江分庁舎管理標準点検記録表」に記載
	保守・点検	以下の基準に従い、定期的に保守・点検を実施する。 ・フィルターの点検	(1)-③-ア	2回/年 (空調保守点検業者により実施)
水冷チラー	運転管理	以下の基準に従い、運転管理を実施する。 ・運転期間 ・運転時間 ・冷水出口温度	(1)-①-ア (1)-①-ア (1)-①-ウ	7月1日～9月15日 ※基準温度を上回る場合は6月中旬から運転 8:15～17:15 ※時間外に運転する場合は環境政策課に申請を行う 10℃
	計測・記録	以下の基準に従い、定期的に計測・記録を実施する。 ・冷水出入口温度 ・電流値	(1)-②-イ (1)-②-イ	2回/日 (空調保守点検業者により実施)
	保守・点検	以下の基準に従い、定期的に保守・点検を実施する。 ・計器・表示器の表示点検 ・異常騒音・振動の点検	(1)-③-ア (2)-③-ア	2回/日 (空調保守点検業者により実施)

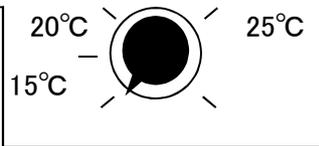
ダイヤルを回すことで周波数を自由に変更可能。

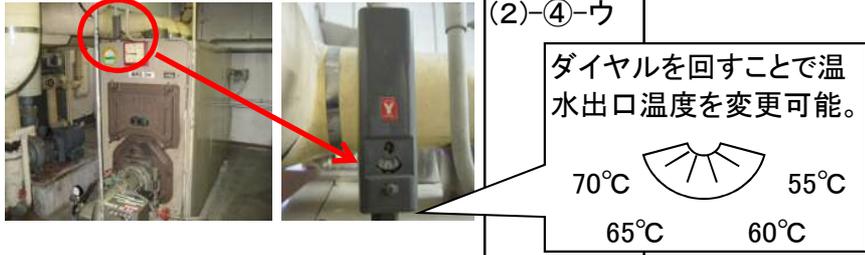
インバータ盤内で設定値を確認可能。



ダイヤルを回すことで冷水出口温度を変更可能。



浜松市鴨江分庁舎エネルギー管理標準

省エネ法に基づく管理標準		空調・熱源設備管理標準		整理番号: 個-3
				ページ: 3/3
項目	細目	内容	省エネ法判断基準	管理基準
冷却塔	計測・記録	以下の基準に従い、定期的に計測・記録を実施する。 ・冷却水出入口温度 ・電流値	(1)-②-イ (1)-②-イ	2回/日(空調保守点検業者により実施)
	保守・点検	以下の基準に従い、定期的に保守・点検を実施する。 ・水漏れの点検	(1)-③-ア	1回/年(空調保守点検業者により実施)
ボイラー	運転管理	以下の基準に従い、運転管理を実施する。 ・運転期間 ・運転時間 ・温水出口温度 	(1)-①-ア (1)-①-ア (1)-①-ウ (2)-④-ウ	12月1日～3月31日 ※基準温度を下回る場合は11月下旬から運転 8:15～17:15 ※時間外に運転する場合は環境政策課に申請を行う 65°C
	計測・記録	以下の基準に従い、定期的に計測・記録を実施する。 ・温水出入口温度	(1)-②-イ	2回/日(空調保守点検業者により実施)
	保守・点検	以下の基準に従い、定期的に保守・点検を実施する。 ・計器・表示器の表示点検 ・異常騒音・振動の点検	(1)-③-ア (2)-③-ア	2回/日(空調保守点検業者により実施)
冷水ポンプ 冷却水ポンプ 温水ポンプ	計測・記録	以下の基準に従い、定期的に計測・記録を実施する。 ・電流値	(1)-②-イ	2回/日(空調保守点検業者により実施)
	保守・点検	以下の基準に従い、定期的に保守・点検を実施する。 ・計器・表示器の表示点検 ・異常騒音・振動の点検	(1)-③-ア (2)-③-ア	2回/日(空調保守点検業者により実施)
新設にあたっての措置	新設措置	新設にあたっては、以下について考慮する。 ・個別制御可能な空調機器の採用	(1)-④-ア-ア	
改定履歴				
改定年月日	制定・改定内容		作成者 / 承認者	
平成27年3月31日	室内温湿度、CO2濃度、エアハン電流値の計測頻度を月2回に変更。		市川 / 岡田	
平成27年3月31日	冷水出口温度を9°Cから10°Cに変更。		市川 / 岡田	
			/	
			/	

省エネ法に基づく管理標準	換気設備管理標準	整理番号: 個-4 ページ: 1/1
--------------	-----------------	-----------------------

1. 目的

この管理標準は、鴨江分庁舎の換気設備の管理を適切に実行して省エネルギーを実現するために、運転管理、計測・記録、保守・点検について定め、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

鴨江分庁舎に設置された対象設備全てについて適用する。

項目	細目	内容	省エネ法判断基準	管理基準
換気区画	運転管理	以下の基準に従い、運転管理を実施する。 ・換気区画の限定 ・換気設備の運転時間 	(1)-①-キ (1)-①-キ	機械室、電気室 <機械室排気ファン> ・12月～3月のボイラー運転時には8:15～17:15 ・その他の時期は停止 <電気室排気ファン> ・外気温28℃以上の場合は運転(8:15～17:15)
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 機械室給気ファンは常時停止(断)。 </div>		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 機械室排気ファンはボイラー運転時(12月～3月)に「自動」、それ以外は「断」に設定。 </div>		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 電気室給気ファンは常時停止(切)。 </div>		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 電気室排気ファンは外気温が28℃以上になると見込まれる日に「入」で稼働する。 </div>		
新設にあたっての措置	新設措置	新設にあたっては、以下について考慮する。 ・換気量制御の採用	(1)-④-ウ	

改定履歴

改定年月日	制定・改定内容	作成者 / 承認者
		/
		/
		/
		/

省エネ法に基づく管理標準		給湯設備管理標準		整理番号: 個-5
				ページ: 1/1
<p>1. 目的</p> <p>この管理標準は、鴨江分庁舎の給湯設備の管理を適切に実行して省エネルギーを実現するために、運転管理、計測・記録、保守・点検について定め、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>鴨江分庁舎に設置された対象設備全てについて適用する。</p>				
項目	細目	内容	省エネ法判断基準	管理基準
給湯区画	運転管理	<p>以下の基準に従い、運転管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給湯区画の限定 ・供給期間 ・給湯設備の運転時間 ・給湯温度 	<p>(2)-①-カ</p> <p>(2)-①-カ</p> <p>(2)-①-カ</p> <p>(2)-①-カ</p>	<p>2階、3階、4階</p> <p>通年</p> <p>8:15～15:00 ※15:00以降は電気ポットの保温により対応、ただし夜間の会議等で給湯利用の場合を除く</p> <p>60～65℃</p>
	計測・記録	<p>以下の基準に従い、定期的に計測・記録を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給湯温度 ・燃料消費量 	<p>(2)-②-イ</p> <p>(2)-②-イ</p>	<p>2回/月 ※「鴨江分庁舎管理標準点検記録表」に記載</p> <p>1回/月 ※ガス使用料金請求書にて管理</p>
改定履歴				
改定年月日	制定・改定内容		作成者 / 承認者	
平成27年3月31日	給湯温度の計測頻度を月1回から月2回に変更。		市川 / 岡田	
			/	
			/	
			/	



ダイヤルで給湯温度の設定を調整可能。矢印で設定を指示。



浜松市鴨江分庁舎エネルギー管理標準

省エネ法に基づく エネルギー管理標準	照明設備管理標準	整理番号 個-6	
		ページ 1/2	
<p>1. 目的 この管理標準は、鴨江分庁舎に設置された照明設備の管理を適切に実行して省エネルギーを実現するために、運転管理、計測・記録、保守・点検等について定め、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 鴨江分庁舎に設置された対象設備全てについて適用する。</p>			
項目	内容	管理基準	省エネ法 判断基準
運転管理	<p>1. 照度の管理</p> <p>(1) 作業領域・活動領域ごとに、作業に支障をきたさない照度を維持する。</p> <p>(ア) 事務室 (イ) 会議室 (ウ) 便所・洗面所 (エ) 階段 (オ) 廊下・エレベータ (カ) その他領域</p> <p>2. 点灯時間</p> <p>(1) 照度が管理基準を上回っている場所については、間引きを検討する。</p> <p>3. 適正利用</p> <p>(1) 照度が管理基準を上回っている場所については、間引きを検討する。</p> <p>(2) 昼光利用できる場所は部分消灯を検討する。</p> <p>(3) 昼休みは可能な範囲で消灯する。</p>	<p>500～750lx 300～500lx 150～200lx 100～150lx 75～100lx</p> <p>JIS Z9110を 準用</p> <p>8:30～18:00 ※時間外を 実施する場 合は必要に 応じて点灯 する</p>	1.(3)①ア
計測・記録	<p>1. 照度の計測・記録</p> <p>(1) 部屋ごとに1点以上の計測箇所を設定し、照度を計測・記録する。</p> <p>(2) 計測高さは、床上80cm±5cm(机、作業台上面)を基本とし、通路・階段等については床上15cm以下とする。また、運動場・競技場については床面又は地表面とする。</p>	<p>2回/年 ※「鴨江分 庁舎管理標 準点検記録 表」に記載</p>	1.(3)②ア

浜松市鴨江分庁舎エネルギー管理標準

省エネ法に基づく エネルギー管理標準		照明設備管理標準		整理番号	個-6
				ページ	2/2
項目	内容	管理基準	省エネ法 判断基準		
保守・点検	1. 照明器具の保守・点検 (1) 照明器具(反射傘)及び管球を確認し、汚れにより照度が低下している場合は清掃を行う。 (2) 管球の寿命や照度の低下を勘案して、交換を行う。	1回/年 基準照度の 70%以下	1.(3)③ア		
新設措置	1. 高効率設備の導入 (1) 電球形、直管型及び誘導灯については、できる限りLED照明を採用する。 (2) 設置箇所の状況に応じて、人感センサーやタイマー等による自動点滅方式を採用する。 (3) 高効率の反射傘を設置し、照明効率を高めることで、さらなる間引きを検討する。 2. 個別点灯方式の採用 (1) 状況に応じた間引きが容易となる個別点灯方式の採用を検討する。 3. 保守性の考慮 (1) 照明器具の清掃や管球の交換が容易な照明器具の採用を検討する。		1.(3)④ア		
改定履歴					
改定年月日	改定内容	作成者	承認者		

浜松市鴨江分庁舎エネルギー管理標準

省エネ法に基づく エネルギー管理標準	事務用機器管理標準	整理番号 個-8
		ページ 1/1

1. 目的

この管理標準は、鴨江分庁舎に設置された事務用機器の管理を適切に実行して省エネルギーを実現するために、運転管理、計測・記録、保守・点検等について定め、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

鴨江分庁舎に設置された対象設備全てについて適用する。

項目	内容	管理基準	省エネ法 判断基準
運転管理	<p>1. パソコン</p> <p>(1) 照度は適正に設定する。</p> <p>(2) 使用中断時は、下記のとおり省エネ対応を行う。</p> <p>(ア) 短時間の離席時は、ノート型の場合、ディスプレイ(ふた)を折りたたむ。また、デスクトップ型の場合、モニターの電源を切る。</p> <p>(イ) 長時間の離席時は、本体の電源を切る。</p> <p>(ウ) 帰庁時は電源をコンセントから抜くか、省エネタップを使用して、待機電力をカットする。</p> <p>(3) ピークシフトのため、下記のとおり省エネ対応を行う。</p> <p>(ア) バッテリー駆動を優先にする(自動設定)。</p> <p>2. プリンター、複写機</p> <p>(1) 印刷やコピー部数は最小限に留める。</p> <p>(2) 節電機能を有する場合、使用後に節電ボタンを押す。</p> <p>(3) 帰庁時は本体の電源を切る。</p>	<p>1時間未満の中断</p> <p>1時間以上の中断</p> <p>7月～9月 14:00～16:30</p>	1.(6)①
保守・点検	<p>1. プリンター、複写機の保守・点検</p> <p>(1) 定期的に保守点検を行う。詳細は賃貸借契約及び保守点検表を参照。</p>	1回/年以上	1.(6)②
新設措置	<p>1. 事務用機器全般</p> <p>(1) 省エネ法に定めるトップランナー事務用機器を採用する。</p>		1.(6)③

改定履歴

改定年月日	改定内容	作成者	承認者

